



平成18年11月15日

各位

会社名 株式会社TKC  
代表者名 代表取締役社長 飯塚真玄  
(コード番号 9746 東証第1部)  
問合せ先 常務取締役 岩田 仁  
経営管理本部長  
(TEL 03-3235-5511)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年11月15日開催の取締役会において、平成18年12月22日(金)開催予定の第40期定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 会社法(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款に規定を新設いたします。  
株主総会及び取締役以外に設置する機関として、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置する旨の規定を新設いたします。(変更案第4条)  
単元未満株式について行使することのできる権利を定めた規定を新設いたします。(変更案第10条)  
株主総会参考書類等のインターネット開示によるみなし提供を可能とする規定を新設いたします。(変更案第16条)  
株主総会の効率的な運営を図るため、株主総会における代理人の人数を定めることを可能とする規定を新設いたします。(変更案第19条)  
経営をめぐる様々な状況の変化に応じて機動的な意思決定を行えるよう、取締役会の書面決議を可能とする規定を新設いたします。(変更案第26条)  
社外取締役の責任限定契約の締結を可能とする規定を新設いたします。(変更案第29条)  
社外監査役の責任限定契約の締結を可能とする規定を新設いたします。(変更案第38条)
- (2) 平成18年4月に施行された改正銀行法により、銀行代理業の規制緩和が進んでいます。当社が三菱東京UFJ銀行殿との間で行う「TKC戦略経営者ローン」に係る業務との関係において、銀行代理業について定款にその旨の記載を求められる可能性があることから、これに対応するため事業目的に追加いたします。(変更案第2条)
- (3) 当社の発行可能株式総数は、昭和62年から平成2年まで、平成4年から平成8年までのそれぞれの期間において連続実施した株式の分割に併せて変更してきた経緯があります。  
今後の資本政策と現行の発行可能株式総数(40,000,000株)に対する発行済株式の総数(29,916,833株)を総合的に勘案して発行可能株式総数を60,000,000株に変更いたします。(変更案第6条)
- (4) 単元未満株式の買増し制度について新設いたします。(変更案第11条)
- (5) 第41期(平成19年9月期)から執行役員制を導入するため、取締役の員数上限を、20名から12名に変更いたします。(変更案第20条)
- (6) 取締役の責任免除の規定を新設いたします。(変更案第28条)
- (7) 監査役の責任免除の規定を新設いたします。(変更案第37条)
- (8) 上記のほか、必要な規定の加除、表現の変更、条数の整備等を行います。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

#### 3. 日程

本定款変更は、平成18年12月22日(金)開催予定の第40期定時株主総会に付議する予定です。

以上

## 株式会社TKC「定款」 現行規定・改定案対比表

(下線は変更部分を示します。)

現行規定	改定案
第1章 総 則	第1章 総 則
<p>第1条(商号) 当社は、株式会社TKCと称す。 英文では、TKC Corporationと表示する。</p>	<p>第1条(商号) (現行どおり)</p>
<p>第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営 2. 地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営 3. 税務・会計・法律一般に関する研修・情報の提供及びマネジメント・アドバイザリィ・サービス 4. インターネット・サービスの提供 5. オフィス機器、事務用品及びコンピュータのソフトウェアの開発並びに販売、賃貸及び保守 6. 会計事務所及びその関与先企業のための集金事務等の代行業務 7. 損害保険代理業</p> <p>8. 上に付帯する一切の事業</p>	<p>第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営 2. 地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営 3. 税務・会計・法律一般に関する研修・情報の提供及びマネジメント・アドバイザリィ・サービス 4. インターネット・サービスの提供 5. オフィス機器、事務用品及びコンピュータのソフトウェアの開発並びに販売、賃貸及び保守 6. 会計事務所及びその関与先企業のための集金事務等の代行業務 7. 損害保険代理業 8. <u>銀行代理業</u> 9. 上に付帯する一切の事業</p>
<p>第3条(本店の所在地) 当社は、本店を栃木県宇都宮市に置く。</p>	<p>第3条(本店の所在地) (現行どおり)</p>
(新設)	<p>第4条(機関) <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u></p>
<p>第4条(公告の方法) 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故等により電子公告ができない場合、及びその他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p>第5条(公告方法) (現行どおり)</p>
第2章 株 式	第2章 株 式
<p>第5条(発行する株式の総数) 当社の発行する株式の総数は、40,000,000株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合にはこれに相当する株式数を減ずる。</u></p>	<p>第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>60,000,000株</u>とする。</p>
(新設)	<p>第7条(株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>

## 株式会社TKC「定款」 現行規定・改定案対比表

(下線は変更部分を示します。)

現行規定	改定案
<p>第6条(取締役会決議による自己株式の買受け)  <u>当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p>	<p>第8条(自己の株式の取得)  <u>当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>第7条(1単元の株式の数及び単元未満株式の不発行)  <u>当社の1単元の株式の数は、100株とする。</u>  <u>当社は、1単元の株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</u></p>	<p>第9条(単元株式数及び単元未満株券の不発行)  <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u>  <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</u></p>
(新設)	<p>第10条(単元未満株式を有する株主の権利)  <u>当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利及び本定款に規定する権利以外の権利を行使することができない。</u>  1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>  2. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>  3. <u>次条に規定する請求をする権利</u></p>
(新設)	<p>第11条(単元未満株式の買増し)  <u>当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>
<p>第8条(名義書換代理人)  <u>当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</u>  <u>名義書換代理人及び事務取扱場所は取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u>  <u>当社の株主名簿及び実質株主名簿並びに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示又は、その抹消株券の交付、単元未満株式の買取り等、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>第12条(株主名簿管理人)  <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u>  <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u>  <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>
<p>第9条(株式取扱規定)  <u>当社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、表示、株券の交付、単元未満株式の買取り及び手数料その他株式に関する取扱いについては取締役会において定める株式取扱規定による。</u></p>	<p>第13条(株式取扱規定)  <u>当社の株券の種類並びに株式、株券喪失登録及び新株予約権に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規定による。</u></p>
<p>第10条(基準日)  <u>当社は毎年9月30日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p>	(第15条へ移設)

株式会社TKC「定款」 現行規定・改定案対比表

(下線は変更部分を示します。)

現行規定	改定案
<p>前項、その他本定款に定めるもののほか必要あるときは、取締役会の決議により予め公告して基準日を定めることができる。</p>	
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>第11条(招集) 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除くのほか、取締役社長がこれを招集する。</p>	<p>第14条(株主総会の招集) 当社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (第17条へ移設)</p>
<p>(第10条から移設)</p>	<p>第15条(定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。 前項の規定にかかわらず、基準日後定時株主総会までに新株発行又は自己株式売却により株式を取得した者に対して議決権を付与する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第16条(株主総会参考書類等のみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置をとる場合には、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>第12条(議長) 株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに代る。</p>	<p>第17条(招集権者及び議長) 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。</p>
<p>第13条(決議) 株主総会の決議は法令に別段の定めがある場合を除くのほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。 商法第343条の規定によるものとされる株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</p>	<p>第18条(決議の方法) 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p>
<p>第14条(議決権の代理行使) 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>第19条(議決権の代理行使) 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出</p>

## 株式会社TKC「定款」 現行規定・改定案対比表

(下線は変更部分を示します。)

現行規定	改定案
	しなければならない。
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
<p>第15条(員数) 当社の取締役は、<u>20名以内とする。</u></p>	<p>第20条(員数) 当社の取締役は、<u>12名以内とする。</u></p>
<p>第16条(選任) 当社の取締役の選任は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。ただし、取締役の選任については累積投票によらないものとする。</p>	<p>第21条(選任及び解任方法) 取締役は、株主総会の決議によって選任及び解任する。 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>第17条(任期) 法令に別段の定めがある場合を除くのほか、取締役の任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>第22条(任期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
(第19条、第20条から移設)	<p>第23条(代表取締役及び役付取締役) 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。 取締役会は、その決議により役付取締役若干名を定めることができる。</p>
(新設)  (第20条第3項から移設)	<p>第24条(取締役会の招集権者及び議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集する。 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会の議長となる。</p>
<p>第18条(取締役会の招集) 取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p>	<p>第25条(取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第19条(役付取締役) 当社は取締役社長1名を置く。その他、必要に応じて取締役会長・取締</p>	(第23条へ移設)

株式会社TKC「定款」 現行規定・改定案対比表

(下線は変更部分を示します。)

現行規定	改定案
<p>役員社長・専務取締役・常務取締役を置くことができる。  <u>取締役会長・取締役社長・取締役副社長・専務取締役・常務取締役は取締役会の決議により、取締役の中から選任する。</u></p>	
<p>第20条(代表取締役)  <u>取締役社長は、当会社の業務を統轄し、当会社を代表する。</u>  <u>取締役社長のほか、取締役会の決議により当会社を代表する取締役を選任することができる。</u>  <u>取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の定めた順序により、他の取締役がその職務を代行する。</u></p>	<p>(第23条へ移設)                       (第24条へ移設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第26条(取締役会の決議方法)  <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>  <u>当会社は、会社法第370条に定める要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的である事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第27条(取締役会規定)  <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める取締役会規定による。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第28条(取締役の責任免除)  <u>当会社は、会社法第426条第1項の定めにより、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第29条(社外取締役の責任限定契約)  <u>当会社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外取締役との間で、当該社外取締役の同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p>
<p>第21条(員数)                      当会社の監査役は、7名以内とする。</p>	<p>第30条(員数)                      (現行どおり)</p>
<p>第22条(選任)  <u>当会社の監査役の選任は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p>	<p>第31条(選任方法)  <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u>  <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をも</u></p>

株式会社TKC「定款」 現行規定・改定案対比表

(下線は変更部分を示します。)

現行規定	改定案
	<p><u>って行う。</u></p>
<p>第23条(任期)  <u>法令に別段の定めがある場合を除くのほか、</u>監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。  <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>第32条(任期)  <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(第25条から移設)</p>	<p>第33条(常勤の監査役)  <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>第24条(監査役会の招集)  <u>監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p>	<p>第34条(監査役会の招集通知)  <u>監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>第25条(常勤の監査役)  <u>監査役は、互選により、常勤の監査役1名以上を定めるものとする。</u></p>	<p>(第33条へ移設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第35条(監査役会の決議方法)  <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第36条(監査役会規定)  <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会で定める監査役会規定による。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第37条(監査役の責任免除)  <u>当社は、会社法第426条第1項の定めにより、監査役(監査役であった者を含む。)の同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第38条(社外監査役の責任限定契約)  <u>当社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外監査役との間で、当該社外監査役の同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>

株式会社TKC「定款」 現行規定・改定案対比表

(下線は変更部分を示します。)

現行規定	改定案
(新設)	第6章 会計監査人
(新設)	第39条(選任方法) 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
(新設)	第40条(任期) 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
第6章 計算	第7章 計算
第26条(営業年度) 当社の営業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日までとする。	第41条(事業年度) 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。
第27条(利益配当金) 当社の利益配当金は毎年9月30日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は、登録質権者に対し支払う。	第42条(剰余金の配当の基準日) 当社の期末剰余金の配当の基準日は、毎年9月30日とする。
第28条(中間配当) 当社は取締役会の決議により、毎年3月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は、登録質権者に対し、中間配当(商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をいう)をすることができる。	第43条(中間配当の基準日) 当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当」という。)を行うことができる。
第29条(配当金等の除斥期間) 利益配当金及び中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。	第44条(配当の除斥期間) 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。